

加入者の出資及び加入金の口数に 関する規則

(目的)

第一条 この規則は、東京都弁護士協同組合の加入者の出資及び加入金の口数を定める。

(加入者の出資金及び加入金の口数)

第二条 弁護士及び弁護士法人の出資及び加入金の口数は二口以上とする。

2 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律に基づき期限付きで弁護士登録した弁護士の出資及び加入金の口数は一口とする。

附 則

この規則は、平成十五年三月二十五日から施行する。

附 則 (平成十五年十一月二十六日第二条改正)

第二条の改正規定は平成十五年十一月二十六日から施行する。

附 則 (平成十九年二月二十七日第二条改正)

第二条の改正規定は平成十九年二月二十七日から施行する。

附 則 (平成二十八年五月三十一日第二条改正)
第二条の改正規定は平成二十八年七月一日から施行する。

(加入者の出資及び加入金の口数に関する規則)